

産業界等の戦略的な知的財産権の取得・活用を支援する弁理士の役割の重要性が一層高まっており、その量的拡大のみならず質的充実を図るとともに、専門職としての責任を明確化する。

知的財産に関する専門サービスへのニーズの多様化に適確に対応するため、弁理士の業務範囲の拡大等を行う。

## 弁理士の資質向上、裾野拡大及び責任の明確化

### 研修制度の導入

#### 実務修習制度の導入

弁理士登録をしようとする者に対して、実務能力の担保を図る実務修習制度を導入する。

#### 定期的研修受講の義務化

専門的能力の維持・涵養の観点から、弁理士が研修を定期的に受講することを義務化する。

### 責任の明確化

業務独占資格を有する弁理士の責任を明確化する。

- ・懲戒制度の見直し(新しい懲戒の種類の新設、懲戒事由の明確化等)
- ・名義貸しの禁止規定の導入(罰則を併せて規定)

### 弁理士試験の免除の拡大

#### 短答式試験の一部免除

知財に関する大学院の修了者  
短答式試験の既合格者

#### 論文式試験の一部免除

選択科目の既合格者  
必須科目の既合格者

## 専門職としての多様なニーズへの対応

### 弁理士業務の拡大

弁理士が有する専門的知見を十分に活用することのできる分野について業務を拡大する。

- ・「特定不正競争行為」の範囲拡大
- ・水際での侵害物品の輸出入差止手続等における輸出入者側の代理業務の追加
- ・外国出願の資料作成等支援を業務として明確化

### 特許業務法人制度の見直し

利用者への総合的な業務の提供主体としての特許業務法人制度の活用促進の観点から、特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負う指定社員制度を導入する。

### 弁理士情報の公表

利用者による弁理士の選択に資するため、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報を公表する。